

あさぎり町救護施設しらがね寮
指定管理者募集要項

令和8年9月
あさぎり町

あさぎり町救護施設しらがね寮指定管理者募集要項

1 指定管理者募集の目的

あさぎり町救護施設しらがね寮（以下「しらがね寮」という。）の管理運営業務を効果的かつ効率的に実施するため、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項、あさぎり町救護施設条例（平成15年あさぎり町条例第94号）第5条及びあさぎり町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年あさぎり町条例第23号）第3条の規定に基づき、しらがね寮の指定管理者（管理運営を実施する社会福祉法人）を募集します。

なお、しらがね寮の今後の運営に関しては、将来的に完全民営化を予定していますので、本指定期間中における運営状況のモニタリング結果に基づき、指定管理期間満了後は指定管理者へ事業を移譲できるものとし、移譲価格は土地を有償（参考価格：令和6年評価額2,527万円）、建物及び物品を無償とします。

ただし、移譲後10年間は当該業務の運営を継続することを前提条件とします。

2 対象施設の概要

- (1) 施設 の 名 称：救護施設しらがね寮
- (2) 施設 の 所 在 地：熊本県球磨郡あさぎり町上西835番地2
- (3) 施設設置年月日：昭和43年4月に設置、平成11年12月に現在地に移設
- (4) 施設の設置目的：身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させ、生活扶助を行うことを目的とする。
- (5) 施設 の 定 員：入所50人
- (6) 施設 の 概 要：建物構造：鉄筋コンクリート平屋建
敷地面積：9734.11 m²
建物面積：1653.65 m²（別に洗濯物干場（54.0 m²）あり）
主な施設内容等：居室、事務室、会議室、医務室、静養室、集会室、
食堂、調理室、浴室
※詳細は、別添の「救護施設しらがね寮指定管理者業務仕様書」（以下「仕様書」という。）を参照してください。
- (7) 業 務 概 要：しらがね寮の設置目的を達成するために行う次の業務
 - 1) 利用者の処遇に関する業務
 - 2) 施設、設備等の維持管理に関する業務
 - 3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める業務
- (8) 事業実績等：事業実績等（事業実施状況、利用状況、収支状況等）については、別添「救護施設しらがね寮の事業実績に関する資料」を参照してください。

3 施設の管理運営と指定管理者募集に当たっての基本的な考え方

- (1) 指定管理者は、条例及び規則並びに関係法令を遵守し、しらがね寮の設置目的に沿った管理を行うこととし、特に次の事項に配慮すること。
- ア 施設設置の趣旨に則した事業の実施、施設の管理・運営を行い、利用者の健康と福祉の増進を図り、社会福祉に資するため最大限努力すること。
 - イ 施設の設置目的に合った利用者の生活扶助の促進とともに、公平・公正な運営を行うこと。
 - ウ 常に利用者の意見や要望を反映させ、サービスの向上に努めること。
 - エ 予算の執行にあたって、事業計画書等に基づき適正かつ効率的運営を行うこと。
 - オ 環境負荷の低減に配慮した物品等の調達や廃棄物の発生の抑制、リサイクルの推進、CO₂の削減等、環境に配慮した運営を行うこと。
 - カ 個人情報の保護を徹底すること。
 - キ 災害時、緊急時に備えた危機管理を徹底すること。
 - ク あさぎり町役場及び熊本県救護施設協議会、九州救護施設協議会、全国救護施設協議会等の関係団体と密接に連携を図りながら管理運営を行うこと。
 - ケ 常に善良な管理者の注意をもって管理に努めること。

4 指定管理者が行う管理の基準

指定管理者は、法令、条例又は条例に基づく規則その他町長の定めるところに従い、適正にしらがね寮の管理運営業務を行う必要があります。ついては、次の事項を遵守してください。なお、詳細は仕様書を参照してください。

- (1) 休業日 入所施設につき休業日の設定なし。
- (2) 開館時間 入所施設につき時間の制限なし。
- (3) 適切なサービスの提供を行うこと。
施設の設置目的を理解し、利用者の生活扶助を行うこと。
- (4) 施設及び設備の維持管理を安全かつ適切に行うこと。
安全及び機能確保のための基本的な修繕を適正に行うとともに、危機管理体制の整備や安全管理マニュアル等を作成し、事故防止や安全管理の徹底を図ること。
- (5) 関係法令及び条例の規定を遵守すること。
 - 1) あさぎり町救護施設条例、同管理規程
 - 2) 地方自治法、同施行令、同施行規則ほか行政関連法令
 - 3) 労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法令
 - 4) 水道法、同施行規則その他施設、設備の維持管理又は保守点検に関する法令
 - 5) その他
 - ・ 指定管理者は、施設の管理に関し知り得た個人情報の保護を図るため、個人情報の保護に関する法律第66条の規定に従い、協定において定める安全確保の措置を講じなければなりません。
 - ・ 指定管理者は、施設の使用許可承認等行政処分に相当する権限を行使するときは、

あさぎり町行政手続条例第2章の規定を遵守すること。

- ・ 指定管理業務を行うに当たり作成し又は取得した文書等は、適正に管理し、5年間保存すること。指定管理期間を過ぎた後も同様とします。
- ・ 指定管理者は、業務の実施に当たっては、省エネルギーの徹底と温室効果ガスの排出抑制に努めるとともに、廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進、廃棄物の適正処理に努めること。

また、環境負荷の軽減に配慮した物品等の調達（グリーン調達）に努めること。

(6) 施設の設備及び物品の維持管理を適切に行うこと。

(7) その他

管理の基準の細目については、町と指定管理者の間で締結する協定で定めるものとします。

5 指定管理者の業務等

(1) 管理業務

- ア 利用者の処遇に関する業務
- イ 施設、設備等の維持管理に関する業務
- ウ 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める業務

(2) 自主事業

- ア 指定管理者は、しらがね寮の設置目的に合致し、かつ、管理業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により、自主事業を実施することができるものとします。
- イ 指定管理者が自主事業を実施する場合には、あらかじめ町長の承認を受けなければなりません。

(3) 留意事項

- ア 指定管理者が実施することとなる管理業務の詳細及びその基準については、仕様書を参照してください。
- イ 指定業務の全部を第三者に委託し又は請け負わせることはできません。ただし、業務の一部について、町の承認を得た上で、専門の事業者へ委託することは可能です。
- ウ 事業の評価結果等により、指定管理者の業務が基準を満たしていないと判断した場合、改善の勧告、指示等を行い、なおも改善が見られない場合は、指定を取り消すことがあります。

6 指定の期間

令和9年4月1日から令和12年3月31日までとします。ただし、指定の期間内であっても、管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消すことがあります。

7 管理に要する経費

(1) 管理業務に要する経費の支払い

町は、指定管理者の業務を実施するために必要な経費として、委託料を支払います。委託料の額は、申請時に提出される指定管理期間中の各年度の収支計画をもとに、予算編成過程の審議や予算の議決を経るなかで、各年度の年度協定を締結するための協議において、支払時期や支払方法等と併せて決定します。

なお、委託料の算定の基本的な考え方は次によることとします。

【委託料の算出】

生活保護法第70条の規定により支弁すべき一般利用者に関する保護施設事務費相当分（施設事務費支弁基準額×各月初日の実人員－本人支払額）及び一時利用者に関する保護施設事務費相当分（施設事務費支弁基準額／30日（100円未満の端数は切り捨て）×実入所（委託・利用）日数－本人支払額）とします。この際、一時利用者については、一般利用者に関する保護施設事務費の算定からは除くものとします。なお、利用者の措置状況の変更に応じて、本人支払額に変更が生じる場合は、月末をもって当月分の精算を行い、その差額を翌月の委託料にて調整します。（年度末については、3月分の差額のみ、次年度4月分の委託料とは別に精算します。）また、厚生労働省の定める生活保護法による保護施設事務費及び委託事務費の支弁基準が変更した場合は、改正後の施設事務費支弁基準額により、当該年度の初日に遡及して改めて算定し、そこで生じる差額についても、上記と同様に当該年度中の委託料において調整します。

※参考：保護施設事務費相当分＝（211,600円（令和7年度施設事務費支弁基準額）×50人（しらがね寮定員）－本人支払額（金額は利用者で異なります））×12月

※しらがね寮の委託料については、厚生労働省の定める生活保護法による保護施設事務費及び委託事務費の支弁基準額により算定する保護施設事務費相当分としているため、毎月概算払いにより支払ったのち、月末をもって確定（精算）処理を行います。

※施設事務費支弁基準額の設定については、厚生労働省から通知される「保護生活法による保護施設事務費及び委託事務費の支弁基準について」及びその他関連通知等に基づき、熊本県が設定するもので、町を通じて指定管理者に通知します。

※「扶助費」にあっては、各入所者との合意に基づき、それぞれの保護の実施機関に対し個別に請求するものとし、町の委託料には含まないものとします。

8 委託料の精算

指定管理者が業務を町が示した水準どおりに確実に実施する中で、利用料金収入や事業収入の増加、経費の節減など指定管理者の経営努力により生み出された余剰金については、原則として精算による返還を求めません。また、指定管理者の責めに帰すべき理由により不足額が生じた場合は、指定管理者の負担とします。

9 参加資格

次の要件を満たす法人その他の団体であること。

- ア 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項により第1種社会福祉事業に規定される施設の経営実績を有する、九州管内に主たる事務所を置く社会福祉法人、又は、社会福祉法第2条第2項により第1種社会福祉事業に規定される施設において同施設の長又は幹部職員としての経験を有する者をしらがね寮の施設長若しくは幹部職員として配置することができる、九州管内に主たる事務所を置く社会福祉法人
- イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- ウ あさぎり町から指名停止措置を受けていないこと。
- エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。
- オ 労働者災害補償保険に加入していること。
- カ 県税、法人税、消費税及び地方消費税、町税を滞納していないこと。（納税義務がある場合に限り）
- キ 会社更生法、民事再生法等に基づく更正又は再生手続きを行っていないこと。また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- ク 賃金不払いに関する厚生労働省からの通報が町長に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに指定管理者として不適当と認められる者でないこと。
- ケ 消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）における適格請求書発行事業者として登録を受けている、又は指定管理期間開始までに登録を受ける予定であること。
（施設の業務が消費税課税取引に該当しない場合又は当該施設の特性上、利用者が適格請求書（インボイス）を必要としない消費者や免税事業者、簡易課税制度適用事業者のみに限られることが明確な場合を除く。）。

10 提出書類

（1）提出書類

申請にあたっては、以下の書類を提出していただきます。なお、町が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

- ア 指定管理者指定申請書（あさぎり町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成17年あさぎり町規則第13号）別記様式）
- イ しらがね寮事業計画書（様式1）及び収支計画書（様式2）
- ウ 定款、寄附行為、規約又はこれらに相当する書類（任意様式・要原本証明）
- エ 法人の登記簿謄本（法定様式）
- オ 団体の経営状況を説明する書類（様式任意）
 - （a）申請書の日の属する事業年度（以下「現事業年度」という。）の収支予算書及び事業計画書又はこれに相当する書類

- (b) 現事業年度の前の事業年度（直近３年分）の収支計算書及び事業報告書又はこれらに相当する書類（現事業年度に設立された団体を除く。）
- (c) 現事業年度の前の事業年度（直近３年分）の貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類（現事業年度に設立された団体にあつては、その設立時における財産目録）
- (d) 団体の役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類又はこれらに相当する書類
- (e) 現に行っている業務の概要を記載した書類

カ 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者は除く。）

キ 納税証明書

- (a) 法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（募集要綱の配布開始日以降に交付されたもの。）又は納税義務がない旨及びその理由を記載した申立書
- (b) 熊本県の県税（同県税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は事業所を有するものにあつては、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税）について未納がないことの証明書、又は納税義務がない旨及びその理由を記載した申立書
- (c) あさぎり町の町税（同町税が課されていない者で町外に主たる事務所又は事業所を有するものにあつては、主たる事務所又は事業所の所在地の市町村税）について未納がないことの証明書、又は納税義務がない旨及びその理由を記載した申立書

ク 本募集要項を理解し、法人として申請する旨の協議を行った事が確認できる書類（様式５）

(2) 提出部数：６部

1 1 質問票の受付及び回答

募集要項等及び施設に関する質問は、あさぎり町救護施設しらがね寮指定管理者募集に関する質問票（様式３）により、以下のとおり受け付けます。

また、現地説明会での質問に対しては、可能なものはその場で回答することとし、確認が必要な事項については、後日回答いたします。

- (1) 受付期間：令和８年９月２４日（木）から令和８年１０月９日（金）まで
- (2) 提出先：問合せ先に同じ
- (3) 提出方法：質問票は、ＦＡＸ又は電子メールによる送付とします。

1 2 現地説明会の実施

現地説明会を、次により開催します。参加を希望される場合は、「しらがね寮指定管理者募集に関する現地説明会参加申込書」（様式４）に必要事項を記入のうえお申し込みください。

- (1) 日時：令和８年１０月１日（木）午後２時～午後３時
- (2) 場所：あさぎり町救護施設しらがね寮（あさぎり町上西８３５番地２）
- (3) 参加人数：各法人３名以内とします。

1 3 申請書提出先及び提出期間

(1) 提出先：あさぎり町救護施設しらがね寮

〒868-0424 熊本県球磨郡あさぎり町上西835番地2

電話 0966-45-6668

(2) 提出期間：令和8年9月24日（木）から令和8年10月30日（金）までの日（土日祝祭日を除く）の午前8時30分から午後5時までに必着のこと。

※郵送の場合、書留郵便により最終日の午後5時までに必着のこと。

※電子メール、ファクシミリでの提出は認めません。

1 4 選定方法

(1) 選定方法及び審査の基準

指定管理候補者選定委員会の選定意見を踏まえて、町が指定管理者を選定します。

なお、指定管理候補者選定委員会では、各委員が次の審査基準に基づいて審査・採点を行い、評点の合計が最も高い申請者を指定管理候補者の選定意見とします。

選定基準		審査区分	審査項目	配点	
資格審査	利用者の権利平等性の確保	利用者の権利平等性の確保	事業計画書の内容が、利用者の権利平等性を確保することができるものであるか。 ・施設の設置目的及び町が示した管理の基準 ・利用者の権利の平等性の確保	適・否 ※選定委員会で否とされた場合は失格とし、以下の採点は実施しません。	
	施設の民営化	施設の民営化	指定の期間終了後に、施設移譲を受け入れ継続して施設運営の意思があるか。		
提案審査	安定した能力の保持	応募の動機	・応募した動機、意欲	5	25
		組織能力・労働条件	・管理運営の実施体制及び組織（管理運営体制、人材育成・研修体制等） ・職員の処遇、労働条件の状況	10	
		財政能力・運営実績	・団体の財政状況の健全性 ・類似施設及び類似業務の運営実績	10	
	施設効果及び利用者サービスの向上（提案）	基本方針	・施設の管理運営の基本的な考え方 ・指定期間における目標指標の達成の可能性	10	60

		利用 者 サー ビスの向上	・セルフモニタリングの方法についての 考え方（利用者ニーズの把握・実施方 法・苦情への対応等）	10	
			・サービスの向上策 ・施設の利用条件の考え方 ・施設の利用促進策（利用拡大の取組み、 広報計画等） ・自主事業の内容	10	
		施 設 の 維 持 管理計画	・施設の維持管理の考え方（修繕等） ・外部委託の考え方（清掃業務委託等の 計画）	10	
		危 機 管 理 対 策等	・安全対策や緊急時の対応 （危機管理、安全管理、緊急対応、防犯・ 防災対策等） ・個人情報の取扱いの考え方	10	
		地 域 等 と の 協同・連携	・地元での雇用確保 ・地域振興、活性化への配慮 ・地域、関係機関等との連携	10	
	経費の縮減	収支計画	・収支計画の実現性 ・経費削減の方策	10 5	15
合 計					100

（２）最低基準

本件募集に対し、申請者が１者のみの場合であっても、最低基準に満たない場合は、指定管理者候補に選定されません。

本件の最低基準は総配点の１００分の６０以上とします。

１５ 申請に要する経費

申請に要する経費等はすべて申請者の負担とします。

１６ 無効又は失格

以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがあります。

- （１）申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき。
- （２）記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- （３）申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- （４）虚偽の内容が記載されているもの。
- （５）その他、選定委員会で協議の結果、審査を行うに当たって不適当と認められるもの。

1 7 選定委員会

令和8年11月に開催する予定です。

- (1) 選定にあたり、提出書類により応募資格、提案内容等を書類審査の後、選定委員会によるヒアリングを行います。
- (2) 書類審査の結果及び書類審査合格者へのヒアリング日時・場所等の連絡は、すべての申請者に対して書面で通知します。
- (3) ヒアリングの出席者は3名以内とし、事業計画書中の組織体制表に基づく総括担当者（就任予定者）については必ずご出席ください。ただし、出席者は原則として代表者及びその社員に限ります。
- (4) ヒアリング後、選定委員会で申請者の最終評価を行い、最低基準をクリアした団体の中から、指定管理者として最もふさわしい指定管理候補者1法人及び次点1法人を選定します。

1 8 選定結果の公表

応募状況について、申請した団体の名称については公表します。

選定結果については、各申請者に書面で通知するとともに、町のホームページ上で公表します。

1 9 指定管理者の決定及び管理業務に係る委託料

- (1) 町と指定管理候補者は、業務内容に関する細目的事項、管理の準備に関する細目的事項等について協議の上、協定を締結します。この協定は仮協定とし、あさぎり町議会の議決により指定管理者の指定を受けることとなります。
- (2) 指定管理者は令和8年12月あさぎり町議会の議決を経て指定されます。
- (3) 議決後に町と指定管理者との間で協定を締結しますが、この協定の管理業務にかかる委託料は令和9年度予算額以内となりますので、申請時に提出のあった管理業務に係る提案価格を下回る場合があります。

2 0 その他

- (1) 提出書類はお返しできません。
- (2) 提出された書類の内容を提出期限後に変更することはできません。
- (3) 事業計画書等の著作権は、申請者に帰属します。ただし、町は、指定管理候補者の決定の公表等必要な場合には、事業計画書等の内容が無償で利用できるものとします。
- (4) 提出された書類は、必要に応じ複写します。（使用はあさぎり町役場内及び選定委員会での検討に限ります。）
- (5) 提出された書類は、情報公開の請求により開示することがあります。
- (6) 本事業提案公募のための説明会・現地見学等の定められた機会を除き、町から便宜を図ることはできません。申請者は町が提供した情報、独自に合法的に入手した情報のみで提案を行ってください。

2 1 留意事項

- (1) 指定管理候補者を指定管理者として指定する前において、指定管理候補者が9参加資格に掲げる要件を欠くこととなったとき、又は財務状況の悪化等により事業の履行が確実でないと認められるとき、若しくは社会的信用を著しく損なうなど指定管理者としてふさわしくないと認められるときは、協定を締結しない又は協定を解除し、指定管理者の指定を行わないことがあります。
- (2) 指定管理者の指定後に、指定管理者が9参加資格に掲げる要件を欠くこととなったとき、又は財務状況の悪化等により事業の履行が確実でないと認められるとき、若しくは社会的信用を著しく損なうなど指定管理者としてふさわしくないと認められるときは、指定管理者の指定を取り消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命じることができるとします。

2 2 添付資料・様式（別添）

- (1) 指定管理者指定申請書（別記様式）
- (2) しらがね寮事業計画書（様式1）
- (3) しらがね寮収支計画書（様式2）
- (4) しらがね寮指定管理者募集に関する質問票（様式3）
- (5) しらがね寮指定管理者募集に関する現地説明会参加申込書（様式4）
- (6) 確認書（様式5）
- (7) 救護施設しらがね寮指定管理者業務仕様書（別添1）
- (8) 救護施設しらがね寮の事業実績に関する資料（別添2）

2 3 問い合わせ先

〒868-0424

住 所：熊本県球磨郡あさぎり町上西835番地2
あさぎり町救護施設しらがね寮 担当：那須

電 話：0966-45-6668（直通）

F A X：0966-45-6669

電子メール：shiragane-kyuugo@asagiri.kumamoto.jp